

浄化槽をお使いの皆様へ

浄化槽の工事や保守点検・清掃など、浄化槽のことなら兵庫県水質保全センターに加入している会員におまかせください。

センターでは、会員の協力により、浄化槽を安心、安全に使用していただくための保証制度をはじめ、以下のとおりさまざまな活動に取り組んでいます。

○ 浄化槽の保証をしています！

センター会員である浄化槽製造業者、工事業者、保守点検業者及び清掃業者は、適正かつ確実にそれぞれの業務を遂行し、確固たる責任体制のもとに社会的信頼を得るよう製品及び工事の保証・水質検査(BOD分析)等の保証を行い、浄化槽をお使いになる方々に安心して頂ける浄化槽を提供しています。

例えば、法定検査の結果、漏水等の浄化槽が判明した場合、保証の対象であれば制度を適用して無料で修補を行っています。

この浄化槽保証制度は、会員限定で行っている制度ではありますが、兵庫県や市町から高い評価を受けています。

○ 管理者から信頼される技術向上に努めています！

センターの会員は、提供する浄化槽の適正な施工や設置された後の保守点検や清掃が適正に行えるように、新機種への対応を含めた各種講習会の受講や会員向け広報誌(年3回)の発行を通じて、関係法令・条例等の改正や業界の動向・各種講習会等の情報を収集し技術の向上と浄化槽の普及促進に努めています。

○ 災害発生時の支援に努めています！

センターの会員は、震度6弱以上の地震や被害の大きな津波、豪雨、洪水等の発生時に、迅速に支援ができるよう災害時におけるし尿処理や浄化槽の復旧等に関する応援協定を兵庫県や市町と締結して、態勢の整備に努めています。

なお、これまでにセンターが行ってきた被災地への支援活動は、社会的にも評価を受けています。

○ 環境に配慮した活動に努めています！

センターの会員の協力により、県下の中学生を対象に河川の水質調査等による体験学習を通じて、身近な河川の水質保全に果たす浄化槽の役割についての環境教育事業に取り組んでいます。

なお、環境省のホームページ「浄化槽サイト」において当センターの環境学習が紹介されています。

また、事業所で排出される廃棄物の削減や省エネ、節水等の省資源を積極的に図ることでCO₂削減に取組み、社会への責任と信頼を得られるよう努めています。

浄化槽保証制度(センター会員限定)

兵庫県水質保全センターでは、管理者の方々安心して使用してもらえるよう浄化槽(新設される50人槽以下)の保証制度(下記①～③の制度)を創設しています。

この制度はセンター会員である浄化槽メーカー・工事業者・保守点検業者及び清掃業者が一体となった責任体制のもとで行っています。



① 浄化槽中間立会検査制度

浄化槽の設置工事を担う浄化槽工事業者の適切な施工を確保するため、その設置された浄化槽メーカーの負担で兵庫県水質保全センターが設置工事の立会検査を行います。また、工事完了後に浄化槽管理者に対して、浄化槽を使用する際の留意すべき点等について、現場説明を実施します。



② 浄化槽工事保証制度

法定検査等によって浄化槽の機能に異常があると判明し、原因者が特定できない場合又は原因者による費用の負担が困難な場合には、センター会員の工事業者の負担により積立てた保証基金により兵庫県水質保全センターが修補工事を実施します。(保証期間:浄化槽の使用開始日から3年間)

なお、10人槽以下の浄化槽については、全国浄化槽団体連合会が行う浄化槽機能保証制度を適用します。

③ 浄化槽水質保証制度

浄化槽の適正な機能を確保するため、保証期間内に法定検査とは別に、契約している浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者の負担で兵庫県水質保全センターが保証採水を実施し、水質の状況を確認します。

なお、水質が適正の場合は、センター保証シールが交付されます。

一般社団法人兵庫県水質保全センター

住 所：〒650-0047 神戸市中央区港島南町3丁目3番8

電 話 番 号：078-306-6020 (総務課) 078-306-6021 (浄化槽検査課)

HP アドレス：http://www.hyogo-suishitsu.jp/index.html



エコアクション21
認定 環境省 環境省

078-306-6036 (環境水質課)

078-306-6038 (FAX)